

**建築設備**

建築物エネルギー消費基準

建築物省エネ法第 19 条第 1 項、建築物省エネ法第 20 条第 2 項

**届出又は通知において、その計画が建築物エネルギー消費基準に適合しない場合の指示・命令又は協議の対象とする判断基準について**

平成 29 年春期部会

建築物省エネ法第 19 条第 1 項による届出又は法第 20 条第 2 項による通知について、下記基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときは指示(法第 19 条第 2 項)・命令(法第 19 条第 3 項)又は協議(法第 20 条第 3 項)の対象とする。

用途	基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときの基準												
非住宅	【一次エネルギー消費量基準】 ・設計値が基準値に比して1割を超える場合												
住宅	【外皮基準】 ・住宅性能表示制度における断熱等性能等級3を満たさない場合												
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>5地域</th><th>6地域</th><th>7地域</th></tr></thead><tbody><tr><th><math>U_A</math></th><td>1.54</td><td>1.54</td><td>1.81</td></tr><tr><th><math>\eta_{AC}</math></th><td>4.0</td><td>3.8</td><td>4.0</td></tr></tbody></table>		5地域	6地域	7地域	$U_A$	1.54	1.54	1.81	$\eta_{AC}$	4.0	3.8	4.0
		5地域	6地域	7地域									
	$U_A$	1.54	1.54	1.81									
$\eta_{AC}$	4.0	3.8	4.0										
又は	【一次エネルギー消費量基準】 ・設計値が基準値に比して1割を超える場合												

※1 共同住宅の外皮については、1戸でも該当する場合は指示・命令の対象とする。

※2 増改築については、増改築部分が基準に適合していれば措置対象とはしない。

※3 一次エネルギー消費量基準には、その他一次エネルギー消費量は含めない。

※4 共同住宅の一次エネルギーについては、全体で1割を超えた場合、指示・命令の対象とする。